

京浜港山下埠頭地区指定保税地域に係る指定の一部取消しについて

関税法（昭和29年法律第61号）第37条第2項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり指定保税地域の指定の一部取消しをしたので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月9日

横浜税関長 源 新 英 明

記

1. 指定の一部取消しの対象

【建設物その他の施設】

(1) 名 称：京浜港山下埠頭地区指定保税地域 山下ふとう市営1号上屋  
(現：山下ふ頭1号上屋)

所在地：横浜市中区山下町地先（現：横浜市中区山下町279）

構 造：鉄筋コンクリート造り平家建て

面 積：6, 240. 00平方メートル

(2) 名 称：京浜港山下埠頭地区指定保税地域 山下ふとう市営2号上屋  
(現：山下ふ頭2号上屋)

所在地：横浜市中区山下町地先（現：横浜市中区山下町277）

構 造：鉄筋コンクリート造り

面 積：5, 331. 00平方メートル

(3) 名 称：京浜港山下埠頭地区指定保税地域 山下ふとう市営3号上屋  
(現：山下ふ頭3号上屋)

所在地：横浜市中区山下町地先（現：横浜市中区山下町277）

構 造：鉄骨造り鉄板ぶき平家建て

面 積：5, 448. 00平方メートル

2. 指定の一部取消し年月日

令和5年6月30日